

平成28年度 川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会
行政視察報告書

- 1 視察日程 平成28年11月9日(水)
午前9時30分から午前11時30分まで
- 2 視察先 さいたま市桜環境センター(さいたま市桜区新開4-2-1)
- 3 内容 さいたま市桜環境センター施設視察
- 4 参加者 濱田雅巳会長、小坂久仁子委員、富田龍一郎委員、細野博隆委員、
稲垣寛行委員、関延子委員、勝山健治委員、中山康委員、
稲川和成委員、幡野茂委員、板橋博美委員、事務局9名
計20名

5 施設概要

さいたま市桜環境センターは、クリーンセンター大崎第一工場と岩槻環境センターの老朽化に伴い整備された施設であり、平成27年4月1日から運用を開始した。敷地内には、熱回収施設(ごみ焼却施設)やリサイクルセンター(資源化施設)、環境啓発施設、余熱体験施設などが整備されている。敷地面積は約51,900平方メートル、延床面積は約36,500平方メートルである。

熱回収施設の処理能力は380トン/日(190トン/日×2炉のシャフト炉式ガス化溶解炉方式)、発電能力は最大8,500キロワットであり、資源化施設の処理能力は91トン/日(資源選別施設63トン/日、破砕選別施設28トン/日)である。

環境啓発施設としては、3Rについて学習することができる「3Rディスカバリーハウス」や家具や子供服等を次の利用者に引き継ぐ「3Rマーケット」のほか、体験型・参加型の環境啓発プログラムに活用する「さくらラボ」や「ビオトープ」などが整備されている。これらの施設は、3R等の環境に関する活動を行っている団体が活動や発表の場として利用することもできる。

また、余熱体験施設としては、大浴場やウォーキングプール、トレーニングルーム、レストランが整備されており、数多くの市民が利用している。

6 質疑応答 別紙のとおり

行政視察 質疑応答

【事前質問事項】

- Q 1 桜環境センターの建設のコンセプトはどのようなものですか。
また、その中で最も重要視した事項は何ですか。重要視した事項は、費用面で全体のどのくらいの割合を占めていますか。
- A 1 「15年後に評価される施設」を目指します。(詳細については以下参照)
- ・環境への万全な配慮
 - ・徹底的な資源化と最終処分量を最小化するごみ処理施設の実現
 - ・地域住民に信頼され、地域社会との「絆」を深める
- Q 2 桜環境センターが立地する地域の特性を教えてください。
また、地域特性をどのような形で施設に反映しましたか。
- A 2 市内で稼働している5つの焼却施設のうち、老朽化が進んでおり、発電設備等の熱回収の機能を有していないクリーンセンター大崎第一工場と岩槻環境センターを廃止し、新クリーンセンターを整備することとしました。
- また、事業用地については、施設の配置が市東側に偏在している状態であったため、ごみ発生量と地理的なバランスを考慮して地域を4ブロックに分割し、1ブロックごとに1施設を配置する方針とし、焼却施設のない南西ブロックとしました。
- Q 3 さいたま市の施策において、施設はどのような役割を担っているのでしょうか。
- A 3 環境啓発施設をご利用いただくことにより、市民がリサイクルや環境問題に対して関心を持つことで、本市の環境基本計画に掲げている、「自然と共生し持続可能な環境を未来ある子供たちのために伝えるまち」の実現に大きく貢献していると考えています。

Q 4 施設整備の計画段階において、どのような課題がありましたか。
また、課題をどのように解決しましたか。

A 4 ①既存敷地内にある旧埋立処分場の適正閉鎖
②最終処分量の低減
③熱エネルギー回収の高効率化

Q 5 施設整備の計画段階において、生ごみの有効利用について検討されましたか（例えば、バイオガス化や堆肥化など）。
また、生ごみの有効利用を検討していた場合、実現できなかった理由や問題点を教えてください。

A 5 生ごみの有効利用については特に検討はしませんでした。

Q 6 シャフト炉式ガス化溶融炉を選定するまでの経過と選定理由を教えてください。

A 6 焼却残渣の資源化を進め、最終処分率の低減を目的に処理方式を検討して、メーカーヒアリングを行い、以下の処理方式を選定しました。

- ・ストーカ+灰溶融
- ・流動床式ガス化溶融炉
- ・シャフト炉式ガス化溶融炉

上記処理方式を入札条件として総合評価一般競争入札を行った結果、さいたま市PFI事業者等選定委員会において、シャフト炉式ガス化溶融炉方式を提案した新日鉄グループが優秀提案者となったため選択することとなりました。

Q 7 事業方式としてDBO方式を採用した理由と事業効果を教えてください。

A 7 事業方式は、本市PFI活用指針に基づいて検討を行った結果、当初BOT方式を採用することで事業を進めていましたが、経済情勢の変化等か

らDBO方式に変更しました。DBO方式の選定理由としては、建設費を市が負担することによって、事業への参加を促進するとともに、各工事の取り合いの調整や民間事業者のノウハウを生かした維持管理運営における市民サービスの向上が見込めることが挙げられます。

Q 8 稼動後、初期トラブルはどのようなことがあり、どのように対応されましたか。

A 8 特にございません。

Q 9 稼動後、改造された部分、あるいは今後改造を予定されている部分がありますか。また、その理由はどのようなことでしょうか。

A 9 リサイクルセンターのペットボトル手選別ラインへの異物混入を防止する装置を追加しました。

Q10 各施設の瑕疵担保期間はどのくらいに設定されているのでしょうか。

A10 別添 資料1「さいたま市新クリーンセンター整備事業 要求水準書(設計建設編)抜粋」参照

Q11 臭気および騒音・振動について、どのような対策を行っていますか。
また、その他公害防止対策として特に配慮した事項があればお聞かせください。

A11 別添 資料2「供用開始後に実施した環境保全対策(騒音、低周波空気振動、振動、悪臭)について」参照

Q12 3Rカフェや露天風呂、ウォーキングプール、トレーニングルーム、ピオトープなどの様々な施設や設備が併設されていますが、これらの施設や設備を導入するまでの経緯と導入理由を教えてください。

A12 ①環境啓発施設

「さいたま市環境基本計画」及び「さいたま市環境教育基本方針」に掲げられた基本目標である“自然と共生し持続可能な環境を未来ある子供のために伝える都市”の実現に寄与する施設を目指し、受託者側との協議により「桜環境センター 運営基本計画書（環境啓発編）」を策定しました。その後、当該計画の基本的な考え方に沿った企画提案を受け、詳細内容を決定しました。

②余熱体験施設

ごみ焼却熱を利用した同様の類似施設が市内に3例あり（焼却施設とは別敷地）、本施設でも余熱利用の有効性を市民に訴求したかったこと、また地域住民からの要望があったこと等から設置しました。導入機能選定につきましては、同類似施設（西楽園）を参考としました。

Q13 貴市における焼却主灰や焼却飛灰の処分方法を教えてください。

A13 別添 資料3「平成27年度 残渣物処理先」参照

Q14 周辺住民への配慮事項はどのようなものですか。

- A14
- ・地元雇用(計量プラットフォーム要員、飛灰処理物運搬担当、資源物手選別要員等)
 - ・管理・余熱体験施設運営に関する地元諸団体との連携(余熱体験プログラム提供、環境啓発プログラム提供、広報宣伝活動、物販業務等)
 - ・障がい者の雇用(リサイクルセンターにおける資源系手選別作業員)
 - ・地元企業への業務発注を最大限配慮(法定・自主点検、定期点検業務等)

Q15 地域住民に対して、施設はどのような面で貢献していますか。

また、住民からどのような要望があり、どのように対応されましたか。
要望に対応できていない事がありますか。

A15 ①地域住民への貢献について

当施設の余熱体験施設供用により、地域住民の健康維持・増進や憩いの場としてご利用いただいています。

②建設時や施設運営にかかる地元要望・その地元対応策について

| 建設時 | 運営時 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・余熱体験施設の建設 ・地元集会所の建設 ・周辺道路の補修・整備 ・公園の整備 ・街灯の設置 ・搬入路の拡幅 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の性能確認期間として設定した3年間について、運営協議会の構成範囲の世帯に対して余熱体験施設のモニタリングを実施してもらい、その結果を運営に反映することとしている。 |

また、施設建設時において、温水プール建設の要望がありましたが、桜区内に同様な施設(記念総合体育館)があったため、余熱体験施設内にウォーキングプールを建設しました。

Q16 事業費と財源内訳(補助金・交付金・市債・単費など)を教えてください。また、活用した国や県の補助金・交付金制度を教えてください。

A16 桜環境センター 建設費内訳(単位:百万円)

| | 交付金 ※3 | | 起債 | 一般財源 | 計 |
|--------------|---------|---------|--------|-------|--------|
| | 交付率 1/2 | 交付率 1/3 | | | |
| ①熱回収施設 ※1 | 6,310 | 1,670 | 12,151 | 1,977 | 22,108 |
| ②リサイクルセンター※1 | 0 | 1,699 | 3,213 | 272 | 5,184 |
| ③最終処分場 | 0 | 0 | 717 | 417 | 1,134 |
| ④旧し尿処理場解体撤去 | 0 | 0 | 504 | 168 | 672 |
| 計 ※2 | 6,310 | 3,369 | 16,585 | 2,834 | 29,098 |

※1 管理・余熱体験施設含む。

※2 インフレスライド額含む(128,520千円)。

※3 当施設建設においては、循環型社会形成推進交付金を活用した。

Q17 年間の維持管理費はいくらでしょうか。(人件費とその他が分けられれば、分けてお願いします。)

また、維持管理コストを低減させるための工夫を教えてください。

A17 ①維持管理費について

平成 27 年度の維持管理運営費は 1,480,439 千円となります。

②維持管理コストを低減させるための工夫

特にございませんが、施設の節電及びごみ処理施設の安定稼働に努める事が重要であると考えております。

【事前質問事項（追加分）】

Q18 桜環境センターが処理する廃棄物に何か特徴はありますか（例えば、他の地域より紙やプラが多いなど）。

A18 下記の表より、県内の他施設と比較すると、桜環境センターで処理されるごみのごみ質は紙・布類、ちゅう芥類が少なく、不燃物類が多いことがわかります。（桜環境センターでは、市内他施設で発生した焼却灰及び破碎不燃残渣を処理しているため）

なお、桜環境センターのごみ質分析結果につきましては、試運転期間中（平成26年度10月～3月）のものとなります。

表. ごみ組成分析結果(平成26年度 環境省一般廃棄物処理実態調査結果より)

| | 合計 | 紙・布類 | ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類 | 木、竹、わら類 | ちゅう芥類 | 不燃物類 | その他 |
|---------|-------|---------|----------------------|---------|---------|---------|--------|
| 埼玉県内平均 | 100 % | 47.60 % | 21.70 % | 10.90 % | 13.80 % | 2.40 % | 3.60 % |
| 桜環境センター | 100 % | 38.10 % | 26.30 % | 7.40 % | 4.40 % | 14.20 % | 9.60 % |

Q19 施設には、ごみ処理以外にどのような機能がありますか。

A19 熱回収施設、リサイクルセンター以外の機能を指してのご質問であれば、ごみの焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを活用した温浴設備を備えている余熱体験施設、3Rについて楽しく学ぶことができる環境啓発施設のほか、ビオトープ、多目的広場があります。

Q20 さいたま市内の他の施設との大きな相違点はどのような点ですか。

A20 ①運営形態

市内3施設(西部環境センター・東部環境センター・クリーンセンター大崎)の運営形態は直営(一部委託)となっておりますが、桜環境センターはDBO方式により、15年間の維持管理・運営業務を委託しており、施設内には市職員は常駐していません。そのため、事業者による維持管理運営状況に対するモニタリングとして、月報の確認、月に1回の現場確認及び事業者との月例会議を実施しています。

②処理方式

市内3施設(西部環境センター・東部環境センター・クリーンセンター大崎)の焼却施設の処理方式は全連続燃焼式ストーカ炉となっておりますが、桜環境センターの処理方式は、シャフト炉式ガス化溶融炉となっております。これにより、これまで埋立処分を行っていた、市の他施設から発生する焼却灰の一部や破碎後の不燃物を溶融処理することできるため、最終処分量の低減に大きく寄与しています。

Q21 建設用地に土壤汚染等の問題がありましたか。土壤汚染等の問題があった場合、対処方法と関連費用を教えてください。

A21 特にございません。

Q22 施設を運営する上で、どのようなリスクを想定していますか。

A22 ①トラブルや緊急時において市職員がすぐに対応することができない。
②施設の運転管理に直接市職員が関わらないことから、技術の伝承等に支障をきたす恐れがある。

Q23 自然災害等の緊急事態に対応するためのBCP(事業継続計画)は定めていますか。BCPを定めている場合は、特に重点を置いている項目と対応を教えてください。

A23 特に定めておりません。

Q24 地域活性化について施設が果たす役割はどのようなものでしょうか。

A24 桜環境センターの供用開始によって、余熱体験施設では地域住民の健康維持や憩いの場を提供することができ、また、環境啓発施設では、環境啓発プログラム等の実施により、市民がリサイクルや環境問題に対して関心を持っていただくことで、ごみ減量やリサイクル意識の向上に大きく寄与していると考えています。

Q25 施設の建設と同時に整備された制度や施策はありますか。

A25 別添 資料4「さいたま市清掃センター条例」、資料5「さいたま市 桜環境センター余熱体験施設条例」資料6「さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例施行規則」、参照

Q26 運転開始後に市民に協力を要請したい点はどのような点ですか。

A26 特にございません。

Q27 家庭ごみの有料化を検討していますか。検討している場合、有料化を実施する判断基準を教えてください。

A27 現在のところ、検討はしておりません

Q28 市民の環境に関する意識を向上させるために、どのような取り組みを行っていますか。

A28 別添 資料7「清掃事業概要 平成28年度版 抜粋」参照

【当日質問事項】

Q29 シャフト炉を停止すると、炉本体が冷え、底部の溶融物が固化するものと思われます。炉の立ち下げ（焼却停止）や立ち上げる（焼却開始）は、どのような手順で行うのでしょうか。

A29 炉を立ち下げの際は、ごみの供給停止後、炉内に残ったごみを通常時より多目のコークスで溶融し、溶融物をすべて排出します。

炉を立ち上げる際は、最初にコークスを投入して炉内の温度を十分に上げ、その後ごみを投入します。

Q30 熱回収施設の処理単価はいくらでしょうか。

A30 ごみ処理単価は事業者提案価格であるため、回答は控えさせていただきます。

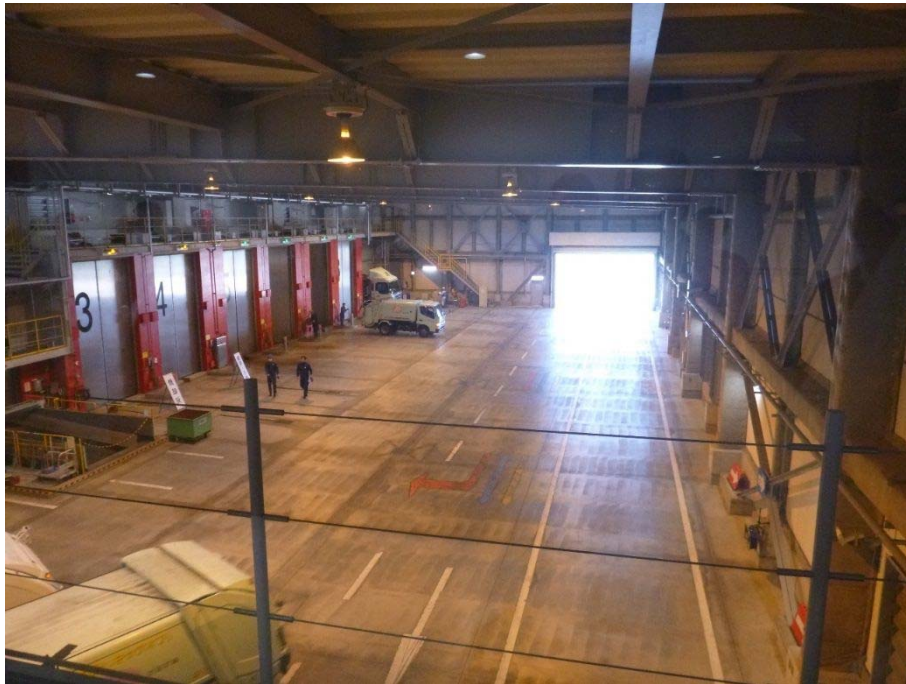
Q31 地域住民に対する運営状況の報告や要望の聴取は、どのように行っていますか。また、市では、どのように施設の運営を管理しているのでしょうか。

A31 ①地域住民に対する運営状況の報告や要望の聴取について

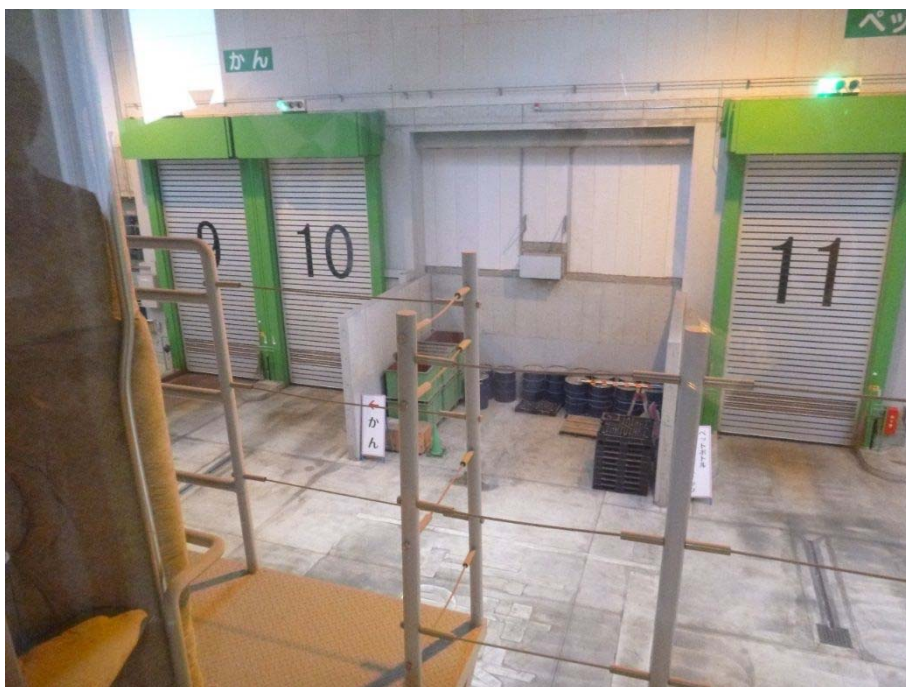
A15のとおりです。

②施設運営の管理について

A20①のとおりです。



プラットホーム（燃えるごみ）



プラットホーム（資源物）



プラットフォーム退出口



ごみピット (燃えるごみ)



ごみピット（資源物）



熱回収施設中央制御室



シャフト炉式ガス化溶融炉



燃やさないごみ・粗大ごみの破砕機模型



かん手選別ライン



ペットボトル・食品包装プラスチック手選別ライン

さいたま市新クリーンセンター整備事業 要求水準書(設計建設編) 抜粋

1.1 かし担保

設計、施工及び材質ならびに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は事業者の負担にて速やかに修補等を行わなければならない。本施設は性能発注（設計施工契約）という発注方法を採用しているため、事業者は施工のかしに加えて設計のかしについても担保する責任を負うものとする。

かしの修補等に関しては、かし担保期間を定め、この期間内に性能、機能、耐用等に関して欠陥が発生した場合、発注者は事業者に対しかし修補等を要求できる。

かしの有無については、適時かし検査を行いその結果を基に判定するものとする。

1.1.1 設計のかし担保

- (1) 設計図書及び工事提案図書に記載した施設の性能及び機能は、すべて事業者の責任において確保する。設計のかし担保期間は、引渡後10年間とする。
- (2) 引渡し後、施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、試験要領書を作成し、本市の指定する時期に性能確認の確認試験を、事業者の負担において行う。なお、本施設の通常運転にかかる費用は発注者の負担とする。
- (3) 確認試験の結果、所定の性能及び機能を満足にできなかった場合は、事業者の責任において速やかに改善する。

1.1.2 施工のかし担保

かし担保期間は、引渡しを受けた日から以下に示す区分に応じて定める期間とする。

ただし、そのかしが事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、かし担保期間は10年とする。

- (1) 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む。）

引渡し後2年間とする。

ただし、防水工事等については下記のとおりとする。

① アスファルト防水

| | |
|---------------------------|-----|
| ア. コンクリート（モルタル）保護アスファルト防水 | 10年 |
| イ. 断熱アスファルト防水 | 10年 |
| ウ. 露出アスファルト防水 | 10年 |
| エ. 浴室アスファルト防水 | 10年 |

② 合成高分子ルーフィング防水

10年

③ 塗膜防水

10年

④ モルタル防水

5年

⑤ く体防水

10年

⑥ 仕上塗材吹き付け

5年

⑦ シーリング材

5年

⑧ 水槽類の防食槽

5年

- (2) プラント工事

引渡し後3年間とする。ただし、次の対象物については、それぞれ示した期間とする。

① 焼却炉

3年

灰溶融炉・溶融炉耐火物

2年

ただし、以下の部分を除く

| | |
|---|----|
| スラグライン耐火物, 天井, バーナ火炎接触部付近の耐火物, 側壁部耐火物 | |
| ② ストーカ炉・灰溶融炉・ガス化炉・溶融炉部品 | 2年 |
| ③ 焼却炉及びボイラ耐火物, 各種火格子及び炉内点検設備, 灰溶融炉二次燃焼室の耐火物 | 3年 |
| ④ 可動部分 | 2年 |
| プラントを構成する各要素のうち, そのもの本来の機能を発揮させるために機械的に連続して駆動する機構を有するものをいう。 | |
| ⑤ ごみ・焼却灰・溶融固化物クレーンバケット | 2年 |
| ⑥ ボイラ設備 (ボイラ本体, 過熱器含む) | 5年 |
| ⑦ 集じん設備ろ布 (焼却炉用, 溶融用, 環境用等全てを含む) | 3年 |
| ⑧ 窒素酸化物除去設備の触媒 | 3年 |
| ⑨ 煙突ノズル | 3年 |

1.1.3 かしの判定・補修

- (1) かし担保期間中の補修
かし担保期間中に生じたかしは, かし担保修補要領書を提出し, 本市の承諾を得た後に事業者の負担で修補する。
- (2) かし判定に要する経費
事業者の負担とする。なお, 本施設の通常運転にかかる費用は発注者の負担とする。
- (3) かし担保期間中の定期補修工事の経費分担
引渡し後, かし担保期間中に実施する定期補修工事の経費の分担は, 事業者の負担とする。なお, 下記については, 維持管理・運営業務側の負担とする。
 - ア. 分解, 点検, 清掃, 調整に要する労務費
 - イ. 消耗品の交換 (材工共)
 - ウ. 潤滑油, 薬品, キレート樹脂等の樹脂類, 脱臭装置用吸着剤等交換 (材工共)

1.1.4 かし判定基準

1.1.4.1 かし確認の基準

かし確認の基本的な考え方は, 設計上・施工上の欠陥が発見された場合, かしがあったものとみなすものとし, 以下の場合, かしがあったと推定する。

- ① 運転上支障がある事態が発生した場合
- ② 主要部分に亀裂, 破損, 脱落, 曲がり, 摩耗等が発生し, 著しく機能が損なわれた場合
- ③ 性能に著しい低下が認められた場合
- ④ 主要装置の耐用が著しく短い場合

ストーカ炉・灰溶融炉・ガス化炉・溶融炉部品等のかしの判定基準 (判定基準に達した場合にはかしがあったものとみなす) 及び修補の方法を, 以下に規定し, 例示する。なお, 例示した設備以外にも同様に準用する。

- (1) ストーカ炉・灰溶融炉・ガス化炉・溶融炉
 - ① ストーカ炉かし判定基準
引渡し後3年以内において次の基準により判定する。
 - ア. 耐火レンガ及び耐火物壁内面の磨耗, 剥離, 化学的浸食等による損耗量が当初基準面 (完成時) より50mmを超えた場合
 - イ. 耐火レンガ壁の一部のずれ (せり出し, 陥没) が当初基準面と50mm以上の差が出

た場合

ウ. 運転上支障がある事態が発生した場合

エ. 構造・施工上の欠陥が発見された場合

② 灰溶融炉・溶融炉かし判定基準

引渡し後2年以内において次の基準により判定する。ただし、以下の部分を除くものとし、備品として必要数を納入するものとする。

スラグライン耐火物、天井、バーナ火炎接触部付近の耐火物、側壁部耐火物

ア. 耐火物壁内面の摩耗、剥離、化学的浸食等による損耗が発生し、使用有効厚みの50%を超えた場合、及び、著しく機能が損なわれた場合。

イ. 施工上の欠陥による耐火物のずれ

(せり出し、陥没含む)が当初基準面と50mm以上差がでた場合もしくは使用有効厚みの50%を超えた場合

ウ. 運転上支障がある事態が発生した場合。

エ. 構造・施工上の欠陥が発見された場合。

③ 修補

上記の基準によりかしと判定された場合(1)の各項に対し、本市の指定する時期に修補する。

ア. ①ーア, イ及び②ーア, イの場合, 当初基準面と平滑な面になるよう修補する。

イ. ①ーウ, エ及び②ーウ, エの場合, 状況により, その後の安定した運転が確保できるよう修補する。

なお, 炉完工時及び乾燥だき終了時に炉部主要計測データ(スケッチ, 写真等を含む。)を提出する。

(2) ストーカー炉・灰溶融炉・ガス化炉・溶融炉部品

① かし判定基準

引渡し後, 2年以内において, ガス化炉・溶融炉部品の異常な腐食, 磨耗, 焼損, 破損等による変化が認められた場合及び, 構造施工上の欠陥が認められた場合

② 修補

上記の基準によりかしと判定された場合には, 本市の指定する時期に必要な改善を行い, 総て新品と交換する。なお, 完工時, 監督職員が指定する部品等の計測データを提出する。

(3) ごみ・焼却灰・溶融固化物クレーンバケット

① かし判定基準

引渡し後2年以内において次の基準により判定する。

ア. 下記に例示する主要部品に亀裂, 破損, 脱落, 曲り, 磨耗等が発生し, 著しく機能が損なわれた場合

主要部品

爪, シェル, 軸, ブッシュ, 支持金具, オイルタンク, 油圧シリンダ, 油圧ポンプ, 油圧バルブブロック, ケーブルコンセント, ケーブルリール

イ. その他運転上支障のある事態が発生した場合

② 修補

上記の基準により, かしと判定された場合には, 修補又は新品と交換する。

(4) ボイラ設備(ボイラ本体過熱器含む)

① かし判定基準

引渡し後5年以内において次の基準により判定する。

ア. 性能に著しい低下が認められた場合

イ. 外観上異常磨耗, 変形, 漏れ, 亀裂が認められた場合

ウ. その他運転上支障ある事態が発生した場合

② 修補

上記の基準により, かしと判定された場合には, 状況により部分修補, 全体修補, 交換等の措置をとる。

(5) 窒素酸化物除去設備

① かし判定基準

引渡し後3年以内において次の基準により判定する。

- ア. 性能に著しい低下が認められた場合
- イ. 外観上に変形, われ, 亀裂等が認められた場合
- ウ. その他運転上支障ある事態が発生した場合

② 修補

上記の基準によりかすと判定された場合には, 状況により部分修補, 全体修補, 交換等の措置をとる。

(6) 煙突ノズル

① かし判定基準

引渡し後3年以内において(3年目には事業者の負担でゴンドラ等を設置して内部状況を確認する。) 次の基準により判定する。

- ア. 外見上異常摩耗, 腐蝕, 変形, 亀裂が認められた場合
- イ. 運転上支障がある事態が発生した場合
- ウ. 構造・施工上の欠陥が発見された場合

② 修補

上記の基準によりかすと判定された場合には, 状況により部分修補又は新品と交換する。

供用開始後に実施した環境保全対策（騒音、低周波空気振動、振動、悪臭）について

【騒音対策】

- ①機器類については、低騒音型機器の採用に努めた。設置したほぼ全ての設備機器で防音ラギング、消音装置、低騒音型機器とする等の対策工を実施した。
- ②屋外への騒音を軽減するため、なるべく設備機器は屋内に設置した。特定施設に該当する設備機器 30 種 55 台の内、屋外のペントハウスに設置しているのは冷却塔や復水器等 3 種 11 台であり、これ以外の設備機器は全て屋内に設置した。
- ③騒音の大きい機器やダクトに対しては、騒音レベルに応じた防音ラギングの施工等の対策を行った。
- ④個別機器での対策で不十分な場合は、隔室化、吸音材やサイレンサーの設置等の対策を行った。特定施設に該当する設備機器 30 種 55 台の内、8 割以上の設備機器に吸音材やサイレンサーを設置した。
- ⑤熱回収施設、リサイクルセンター出入口（プラットホーム出入口を除く）にシャッターを設け、外部への騒音の漏洩を防ぐため可能な限り閉鎖した。

【低周波空気振動】

- ①大きな騒音が予想される機器等については、地盤への低周波振動と建築物等の共振を低減するため、必要に応じて防振装置の設置等の対策を行った。1 階に 4 基設置した空気圧縮機については、スプリング式の防振装置を設置した。

【振動】

- ①大きな振動が予想される機器等については、必要に応じて防振装置の設置等の対策を行った。

【悪臭】

- ①ごみピットには、防臭性の高い隔壁工法を採用した。
- ②ごみピット内及びプラットホーム内の空気は、燃焼空気として吸引するとともに室内を負圧とした。
- ③ごみピット内には脱臭装置を設置した。
- ④ごみピット投入口の扉は密閉性に優れた扉を設置した。
- ⑤プラットホーム出入口にはエアカーテンを設置し、悪臭の発散を防止した。

○さいたま市清掃センター条例

平成13年5月1日
条例第196号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第1条に定める目的を達成するため、ごみを衛生的に処理する施設として、さいたま市清掃センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-----------------|--------------------|
| さいたま市クリーンセンター大崎 | さいたま市緑区大字大崎317番地 |
| さいたま市西部環境センター | さいたま市西区大字宝来52番地1 |
| さいたま市東部環境センター | さいたま市見沼区大字膝子626番地1 |
| さいたま市桜環境センター | さいたま市桜区新開4丁目3259番1 |

(一部改正〔平成14年条例30号・67号・17年97号・22年41号・27年24号〕)

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則(平成14年3月27日条例第30号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月26日条例第67号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第97号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月28日条例第41号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月12日条例第24号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例

平成22年6月28日
条例第42号

(設置)

第1条 廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーの有効な利用状況を体験でき、市民の健康の維持及び増進を図る場として、さいたま市桜環境センター余熱体験施設(以下「余熱体験施設」という。)をさいたま市桜区新開4丁目3259番地1に設置する。

(業務)

第2条 余熱体験施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 余熱体験施設の利用に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、余熱体験施設の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(休館日)

第3条 余熱体験施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)
 - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、余熱体験施設の管理上必要と認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うことができる。

(利用時間等)

第4条 余熱体験施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、余熱体験施設に入館することができる時間は、午後8時30分までとする。

- 2 市長は、特別な事由があると認めるときは、前項に規定する利用時間又は入館することができる時間を変更することができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、余熱体験施設の利用(第7条第1項に規定する利用を除く。)について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用に条件を付し、又はその利用を拒否することができる。

- (1) 余熱体験施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 余熱体験施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、余熱体験施設の管理上支障があるとき又は市長が適当でないとき。

(利用者数の制限)

第6条 市長は、余熱体験施設を利用しようとする者の数が余熱体験施設の収容能力を超えるおそれがあるときその他管理上必要があると認めるときは、その数を制限することができる。

(専用利用の許可)

第7条 余熱体験施設の施設で規則で定めるものの利用(専用しようとする場合に限る。以下「専用利用」という。)をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の許可(以下「専用利用許可等」という。)をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(専用利用の制限)

第8条 市長は、専用利用について、第5条各号のいずれかに該当すると認めるときは、専用利用を許可しない。

(専用利用権の譲渡等の禁止)

第9条 専用利用許可等を受けた者(以下「専用利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(専用利用許可等の取消し等)

第10条 市長は、専用利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は余熱体験施設の管理上特に必要があると認めるときは、専用利用許可等に係る条件を変更し、若しくは専用利用を停止し、又は専用利用許可等を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為により専用利用許可等を受けたとき。
 - (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
 - (4) 専用利用許可等の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- 2 前項の規定による措置によって専用利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(特別の設備等の制限)

第11条 余熱体験施設を利用する者(専用利用者を含む。以下「利用者」という。)は、余熱体験施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(入館の禁止等)

第12条 市長は、余熱体験施設内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命じることができる。

(使用料)

さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例

第13条 利用者は、余熱体験施設を利用するときは、別表に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、規則で定める前払式証票の購入によって納付することができる。

(使用料の減免)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 余熱体験施設の管理上特に必要があるため、利用者の利用に供しないこととしたとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない事由により、余熱体験施設を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、余熱体験施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第5条の規定により利用を拒否され、第10条第1項の規定により専用利用許可等を取り消され、又は第12条の規定により退館を命じられた場合も同様とする。

2 利用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者が負担する。

(損害賠償の義務)

第17条 利用者が故意又は過失により余熱体験施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、余熱体験施設の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第2条に規定する業務

(2) 余熱体験施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第3条第1項の規定にかかわらず、余熱体験施設の管理上特に必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うこと。

(2) 第4条第1項の規定にかかわらず、余熱体験施設の管理上特に必要があると認めるときに、市長の承認を得て、利用時間又は入館することができる時間を変更すること。

(3) 第5条の規定により、同条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき又は余熱体験施設の管理上支障があるとき若しくは利用させることが適当でないとき認めるときに、利用に条件を付し、又は利用を拒否すること。

(4) 第6条の規定により、利用しようとする者の数を制限すること。

(5) 第7条第1項の規定により、専用利用許可等をする事又は同条第2項の規定により、専用利用許可等に条件を付すること。

(6) 第8条の規定により、第5条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき又は余熱体験施設の管理上支障があるとき若しくは専用利用をさせることが適当でないとき認めるときに、許可しないこと。

(7) 第10条第1項の規定により、同項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき、専用利用許可等の条件若しくは指定管理者の指示に従わないとき又は余熱体験施設の管理上特に必要があると認めるときに、専用利用許可等に係る条件を変更し、若しくは専用利用を停止し、又は専用利用許可等を取り消すこと。

(8) 第11条の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可すること。

(9) 第12条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命じること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月26日条例第46号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第13条関係)

(一部改正〔平成25年条例46号〕)

| 区分 | 使用料(1人1回につき) | |
|---------|--------------|------|
| | 市内 | 市外 |
| 60歳以上の者 | 100円 | 200円 |
| 一般 | 710円 | 820円 |

さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例

| | | |
|---------|------|------|
| 小学生・中学生 | 300円 | 300円 |
|---------|------|------|

備考

- 1 「一般」とは、60歳以上の者、小学生及び中学生並びに小学校就学前の者以外の者をいう。
- 2 小学校就学前の者については、無料とする。

○さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例施行規則

平成27年3月20日
規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例(平成22年さいたま市条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専用利用することができる施設)

第2条 条例第7条第1項の規定により専用利用することができる施設として規則で定めるものは、娯楽室及び大広間の一部(以下「娯楽室等」という。)とする。

(専用利用の申請)

第3条 条例第7条第1項の規定により娯楽室等の専用利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、桜環境センター余熱体験施設専用利用許可(変更)申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(使用料の額等)

第4条 条例第13条第1項に規定する規則で定める使用料の額は、別表第1のとおりとする。

2 前払式証票(以下「プリペイドカード」という。)の種類及び金額は、別表第2のとおりとする。

3 紛失、毀損等によるプリペイドカードの再発行は、しないものとする。

(利用者の遵守すべき事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用できる施設以外に立ち入らないこと。

(2) さいたま市桜環境センター余熱体験施設(以下「余熱体験施設」という。)内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示、写真の撮影、録音等を行わないこと。

(3) 許可を受けずに火気等を使用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。

(4) 許可を受けずに備え付けた備品等を移動しないこと。

(損壊の届出等)

第6条 余熱体験施設の施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

第7条 市長は、余熱体験施設の管理上必要があると認めるときは、その都度利用者に必要な指示をすることができる。

(指定管理者に関する読替え)

第8条 条例第18条の規定により指定管理者が余熱体験施設の管理に関する業務を行う場合についての第3条、第6条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

| 区分 | 使用料の額(1人1回につき) | |
|---------|----------------|------|
| | 市内 | 市外 |
| 60歳以上の者 | 100円 | 200円 |
| 一般 | 710円 | 820円 |
| 小学生・中学生 | 300円 | 300円 |

備考

1 「一般」とは、60歳以上の者、小学生及び中学生並びに小学校就学前の者以外の者をいう。

2 小学校就学前の者については、無料とする。

別表第2(第4条関係)

| 種類 | 金額 |
|---------|--------|
| 3,300円券 | 3,000円 |
| 5,600円券 | 5,000円 |

別記様式 略

清掃事業概要

平成28年度版



第5章 ごみの処理状況

1 ごみ減量・リサイクル推進事業

(1) 家庭系ごみ対策

ア 生ごみ処理容器等購入費補助事業

家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等を購入した者に対し、その購入経費の一部を補助しています。生ごみ処理容器は本体購入価格の2分の1（上限4,000円）の補助金を交付しています。なお、平成18年度から、生ごみ処理機（電気式）に対する補助を開始し、購入価格の2分の1（上限2万円）を補助しています。

・生ごみ処理容器等補助実績（補助基数）

| 補助区分 | 生ごみ処理機 | 生ごみ処理容器 | | 合 計 |
|------|--------|---------|-------|-----|
| | | 電気式 | コンポスト | |
| 年度 | 電気式 | 電気式 | コンポスト | |
| 23 | 140 | 2 | 158 | 300 |
| 24 | 139 | 0 | 155 | 294 |
| 25 | 107 | 0 | 106 | 213 |
| 26 | 77 | 0 | 114 | 191 |
| 27 | 107 | 0 | 95 | 202 |

・生ごみ処理容器等補助実績（補助金額）

（単位：円）

| 補助区分 | 生ごみ処理機 | 生ごみ処理容器 | | 合 計 |
|------|-----------|---------|---------|-----------|
| | | 電気式 | コンポスト | |
| 年度 | 電気式 | 電気式 | コンポスト | |
| 23 | 2,758,900 | 8,000 | 360,000 | 3,126,900 |
| 24 | 2,745,400 | 0 | 327,100 | 3,027,500 |
| 25 | 2,124,000 | 0 | 234,300 | 2,358,300 |
| 26 | 1,500,000 | 0 | 250,700 | 1,750,700 |
| 27 | 2,096,100 | 0 | 198,700 | 2,294,800 |

イ 団体資源回収運動補助事業

団体活動の活性化及び資源の有効利用を図るため、積極的に資源物の回収を行った市民団体に対し、補助金を交付しています。

交付要件・補助金額としては、市の収集業務に支障のない範囲内で、資源物の回収を年4回以上実施し、総回収量が2,000kg以上行った団体に対して、1kg当たり5円の補助金を予算の範囲内にて交付します。

なお、平成18年度から補助金の上限額を1市民団体につき100万円としました。

・団体資源回収運動補助実績

| | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|----------|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 実施団体数 | | 431 | 438 | 439 | 442 | 455 |
| 内訳 | 自治会 | 133 | 140 | 136 | 139 | 145 |
| | 小学校 PTA | 76 | 77 | 77 | 77 | 76 |
| | 中学校 PTA | 23 | 24 | 23 | 23 | 25 |
| | こども会 | 98 | 97 | 92 | 86 | 87 |
| | 福祉団体 | 10 | 11 | 10 | 10 | 11 |
| | その他 | 91 | 89 | 101 | 107 | 111 |
| 回収量 (kg) | | 15, 232, 135 | 15, 406, 372 | 15, 585, 857 | 15, 248, 146 | 14, 586, 097 |
| 内訳 | 古紙類 | 14, 922, 907 | 15, 079, 421 | 15, 247, 145 | 14, 915, 433 | 14, 237, 913 |
| | 繊維 | 214, 596 | 221, 292 | 220, 863 | 226, 988 | 236, 607 |
| | 空き缶 | 67, 994 | 83, 318 | 88, 246 | 91, 638 | 97, 980 |
| | 空きびん | 7, 945 | 8, 068 | 5, 655 | 4, 317 | 3, 610 |
| | 金属類 | 18, 693 | 14, 273 | 23, 948 | 9, 770 | 9, 987 |
| | その他 | — | — | — | — | — |
| 交付額 (円) | | 72, 034, 500 | 73, 178, 600 | 74, 393, 100 | 73, 419, 100 | 70, 643, 500 |

ウ 親子リサイクル施設見学事業

ごみ減量及びリサイクルの普及啓発を図るため、夏休み期間を利用して市内在住の小学生とその親を対象に、リサイクル工場等の見学会を実施しています。本事業は平成 14 年度から開始し、平成 27 年度は、市施設である桜環境センターのほか、紙・飲料容器・古繊維の民間リサイクル工場を見学しました。

・参加者実績

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 参加者数 | 111 | 124 | 99 | 138 | 145 |

エ リサイクル基金活用事業

ごみの減量及び資源の有効活用の推進に要する財源に充てるため、資源物売払収入の一部をリサイクル基金として積み立てています。

基金の活用事業として、環境学習のより一層の充実やリサイクル推進を図るため、これまでに小学校へ生ごみ処理機の設置やピオトープの整備を行いました。

また、リサイクル推進、環境施策の普及及び環境負荷低減への意識啓発の観点から、環境情報誌「さいちゃんの環境通信」を年 2 回作成し全戸配布しています。

なお、平成 14 年 4 月からは、環境教育の一環として、市内小学校において「学校

給食用牛乳パックリサイクル事業」を開始し、平成 28 年度より市内中学校も同事業に参加しております。

オ 衛生協力助成金

ごみ収集所の管理、清潔の保持等を目的に、自治会に対し衛生協力助成金を交付しています。

助成金の上限額は、自治会の加入世帯数に 180 円を乗じた額（加入世帯数が 100 世帯に満たない場合は、18,000 円）としています。

- ・平成 27 年度実績 64,785,334 円（823 自治会）

カ クリーンさいたま推進員

ごみの減量化と適正な処理を推進するため、行政と市民をつなぐ地域のリーダーとしての役割を担うことを目的に、平成 13 年 10 月から「クリーンさいたま推進員」制度を実施しています。推進員は、自治会からの推薦者を委嘱し、現在の任期は平成 27 年 4 月から平成 29 年 3 月末までの 2 年間です。

平成 28 年 4 月現在、586 自治会から、1,475 名を委嘱しています。

○ 活動内容

- ・ごみの出し方についての啓発活動
- ・ごみの減量化の推進とリサイクル活動の参加、協力
- ・地域の美化への積極的な取り組み
- ・不法投棄等の市への連絡

キ リサイクル品展示販売会の実施

ごみの減量、リサイクル意識の向上を目的に、リサイクル家具等の展示販売会を行いました。

○ 開催回数（平成 27 年度）

- ・東部リサイクルセンター 3 回
- ・桜環境センター 3 回

ク 適正処理困難物のリサイクル

一般家庭から排出され、市で処理・収集できない適正処理困難物（耐火金庫・オイルヒーター・エンジン機械・物置等）の処理について、本市の許可を受けた一般廃棄物処分業者が再資源化を行なうことにより、適正処理困難物の処理ルートを確保

するとともに、リサイクルの促進を図っています。

・一般廃棄物処分業者による適正処理困難物の処分実績

| 年度 | 中間処分業者 | 処分量 |
|----|--------|----------|
| 23 | 1 業者 | 11.47 トン |
| 24 | 1 業者 | 13.75 トン |
| 25 | 1 業者 | 19.52 トン |
| 26 | 1 業者 | 25.98 トン |
| 27 | 1 業者 | 28.91 トン |

※ 処分実績は、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則に基づき、一般廃棄物処分業者から報告された実績内容による。

ケ 小型家電リサイクル事業

平成 28 年 4 月現在、市内の公共施設 52 か所と民間施設 1 か所に小型家電回収ボックスを設置し、小型電子機器等を分別回収することによって希少金属（レアメタル）の国内循環に寄与するとともに、「もえないごみ」の減量、破碎処理施設に係る維持管理費の抑制及び最終処分場の延命を図っています。

小型家電リサイクル事業の推進を図るため平成 27 年度は市内の環境イベントや大学祭等に出展し、小型家電の PR 及びイベント回収を実施しました。

また、リネットジャパン株式会社と協定を結んでおり、小型家電の宅配回収を行っています。

・小型家電回収方法

| 回収方法 | ボックス回収 | 直接搬入 |
|------|-------------------------------------|----------------|
| 回収拠点 | 市内公共施設（52 か所） 市内民間施設（1 か所） | 市内清掃センター（4 か所） |
| 回収品目 | 特定対象品目（30 cm×15 cmの 投入口に入るものに限る） | 特定対象品目 |

・小型家電回収実績

| 年度 | ボックス回収 | 直接搬入 |
|----|----------|----------|
| 25 | 3.49 トン | 6.49 トン |
| 26 | 22.33 トン | 58.81 トン |
| 27 | 25.14 トン | 62.49 トン |

※ 平成 25 年度は 1 月～3 月の実績

・電池類回収実績

| 年度 | 乾電池 | 二次電池 | ボタン電池 |
|----|------------|------------|----------|
| 25 | 423.0 kg | 171.4 kg | 25.7 kg |
| 26 | 3,163.1 kg | 1,051.0 kg | 127.9 kg |
| 27 | 3,747.2kg | 1,057.2kg | 147.0kg |

※ 平成25年度は1月～3月の実績

コ たのしくまなぼう！ごみスクール

平成23年度より未就学児を対象として、ごみの分別、減量や資源の大切さなどについて幼少期から親しむ機会を提供し、環境学習を推進する、ごみスクールを実施しています。

平成27年度からは小学4年生を対象とし、社会科の授業に対応した、ごみスクールを開始しました。

・開催実績

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | — | — | — | — | 26回 |
| 保育園・幼稚園 | 1回 | 6回 | 50回 | 68回 | 104回 |

サ ごみ分別アプリ配信事業

近年のスマートフォンの普及に合わせ、平成27年8月より「さいたま市ごみ分別アプリ」を無料で配信し、ごみの正しい出し方や分別方法等についてわかりやすく周知徹底を図っています。

また、ごみ分別アプリの「ごみ分別辞典」及び「収集日カレンダー」の機能と同様のものをさいたま市のホームページ上でも利用できるようになっているため、スマートフォンだけでなくパソコン利用者の利便性も向上させています。

ごみ分別アプリ配信事業の推進のため、市内の環境イベントや大学祭等に出展しPRを行っています。

・ごみ分別アプリダウンロード数

| 年度 | ダウンロード数(iPhone) | ダウンロード数(Android) |
|----|-----------------|------------------|
| 27 | 6,906 | 5,898 |

※平成27年度は、平成27年8月～平成28年3月の実績

・ホームページ利用者数

| 年度 | アクセス数 | クリック（検索）数 | |
|----|--------|-----------|--------|
| | | 分別辞典 | カレンダー |
| 27 | 43,627 | 18,722 | 10,348 |

※ 平成27年度は、平成27年8月～平成28年3月の実績